

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きがたの翌日)

三の一四、八〇三の一五、八〇三の一六、八〇三の一三、八〇三の一四
(以上十二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

二 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字大室一三六三、一三六三の三、一三六三の六、一三六三の七、一三六三の九、一三六三の一〇、一三六三の一一、一三六三の一六、一三六三の一八、一三六三の二二、一三六三の二三、一三六三の二十四、一三六三の二十五、一三六三の二六、一三六三の三四、一三六三の四一(以上十六筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

八頭郡郡家町大字姫路字広畑ケノ一 八〇三の二、八〇三の六、八〇三の八、八〇三の九、八〇三の一〇、八〇三の一二、八〇三の一三、八〇

一 解除予定に係る保安林の所在場所

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破

二 朗

三 林道敷地とするため

(第三種郵便物認可) 昭和四十七年十月十三日 金曜日

鳥取県公報

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市及び国府町から鳥取都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和四十七年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

昭和四十七年十月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤

藤

章

一 日時 昭和四十七年十月十七日 午前十一時
 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

三 議題 第一線指導者研修会について
 鳥取県選挙管理委員会委員室